

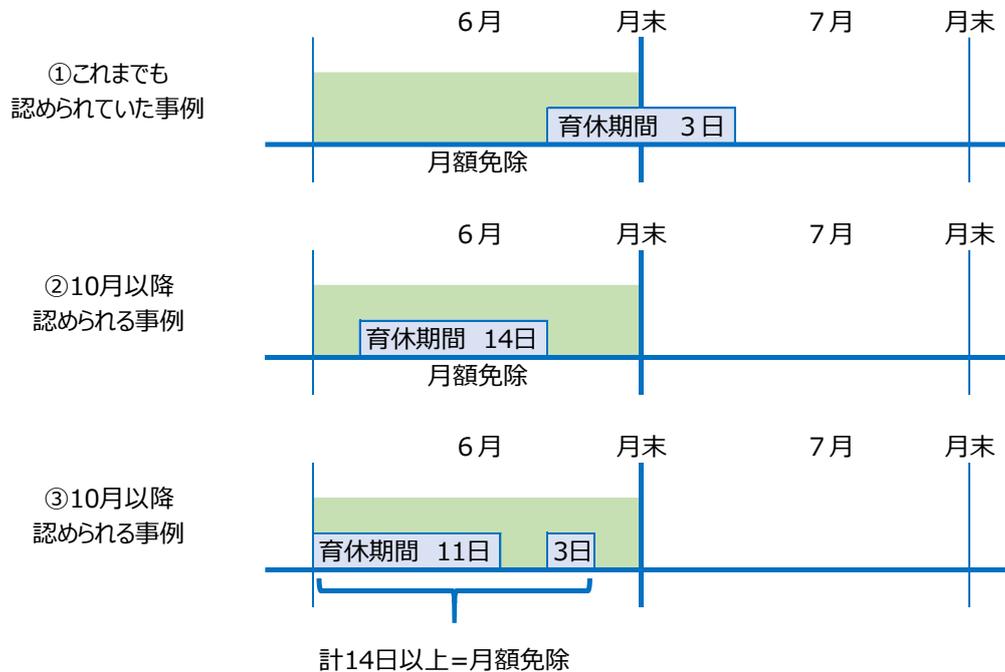
## 令和4年10月から育児掛金免除要件が見直されました！

令和4年10月から育児休業中の月の給与や期末手当等にかかる掛金免除要件が見直されました。

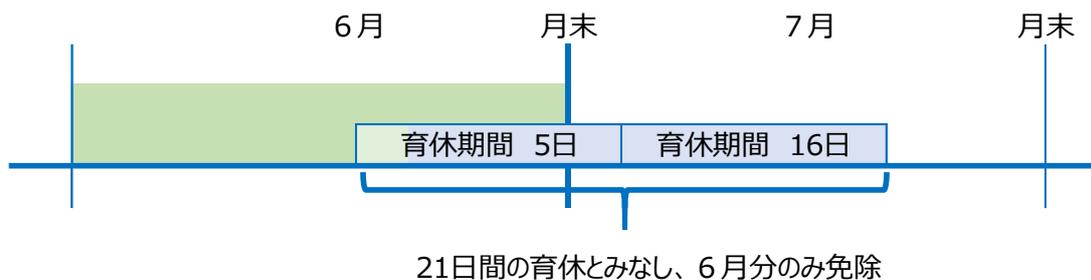
なお、以下の要件は令和4年10月1日以降に取得された育児に適用され、令和4年9月30日までに取得された育児は従前の取り扱いとなります。

### ○給与に係る掛金の免除について

これまでは、月末時点で育児休業を取得していた場合、その月の掛金が、免除されていましたが、10月からは、下記のように同月内で14日以上育児休業が終了する場合も免除対象となります。



なお、連続する二以上の育児休業を取得している場合には、その全部を一の育児休業とみなします。



○期末手当等に係る掛金の免除について

10月からは、下記のように1か月（※）を超えて育児休業を取得している場合のみ、掛金が免除となります。  
(月末時点で育児休業を取得していても1か月を超える休業でないと免除になりません。)

※1か月の考え方には、民法の応当日が適用されます。

